

社会情勢を踏まえた対応について（案）

○社会情勢の変化等を踏まえた課題

近年、社会的な動向として、LGBTに関する認知や理解を促し、差別をなくそうとする取組が進みつつあり、地方公共団体では同性パートナーシップ制度を導入する団体が徐々に増加している。また、企業においても同性カップルに男女の夫婦と同様の福利厚生を適用するなどの動きが見られる。

ここでは、このような社会情勢の変化等に対する国勢調査での調査・集計の在り方等について検討したい。

①同性パートナーを新たに把握することについて

（要旨）

現状の調査の「世帯主との続き柄」にパートナーがないことで、男女の事実婚世帯や同性カップル世帯を正確に特定することができていない。男女の事実婚や同性カップル世帯の実数を把握し、それらの世帯の人口学的特徴を集計することで、より実効的な少子化対策や家族形成に向けた施策を検討するための重要な基礎資料となるのではないか。

（付1-1～1-5参照）

⇒ 国勢調査に関する国連や欧州経済委員会の勧告によると、結婚については個々の国の法律と慣習を踏まえて、国勢調査に明確に設定されることが重要であるとされている。日本においては、これらを踏まえて、異性間の婚姻状況について調査・集計を行っているところ。また、G7構成国での直近の国勢調査では、法制度が整備されているイギリス及びカナダ（イギリスは2004年にシビルパートナーシップ制度開始、カナダは2005年から同性婚を合法化）以外は、同性パートナーに関する集計を行っていないのが現状。

このため、同性パートナーに関する法制度が整備されていない我が国においては、国勢調査で同性カップルの実態を把握することは、直ちには困難であると考えている。

②現行の調査票で、同性パートナー数の把握を行うことについて

(要旨)

現行の調査票においては、配偶者の有無について、調査票に「届出の有無に関係なく記入してください」との注記があることから、同性で、世帯主との続き柄が「世帯主」と「世帯主の配偶者」で、かつ、配偶者の有無がいずれも「配偶者あり」としているものについては、これを同性パートナーとして集計できるのではないか。

(付録2-1～2-5参照)

⇒ 配偶者の有無欄の「届出の有無に関係なく記入してください」との注意書きは、従来から、法律婚に準じて取り扱われている事実婚の記入を前提とし

で設けているものであり、前述のとおり同性パートナーを把握するための調査票設計とはなっていない。

このため、①事実婚とは異なり、同性パートナーについては、法令婚に準じた取扱いとなっていないこと、②同性パートナーの定義が不明確な現状であることなどから、全ての該当者が「世帯主」と「世帯主の配偶者」かつ「配偶者あり」と回答するとは限らず、「世帯主」と「他の親族」や「世帯主」と「その他」など多様な回答が考えられることから、当該データに関する正確性の確保が困難と認識しており、少なくとも 2020 年国勢調査で集計・公表することは困難であると考えている。

国際連合 2020年ラウンド：人口・住宅センサスに関する原則及び勧告

第3版 - 草案（抄）

第4部 人口・住宅センサス調査事項

第1章 人口センサス調査事項

IV. 調査事項の定義及び仕様

D. 人口統計的及び社会的な属性

3. 配偶関係（コア調査事項）

推奨集計表：3.1-A, 4.2-A

4.163. 結婚の性質は変わりつつあるが、配偶関係は依然として人口統計学的変数である。

人口統計的、社会的、経済的な属性は直接的な関係はないものとして認識されているが、結婚と出生の直接的な関係があると引き続き認識されている。多くの国々で数多くの変数が存在するが、結婚が個々の国の法律と慣習に関連して明確に設定されることが重要である。

（略）

4.166. 一部の国では、法的に正当であり法律の下で拘束力を持つ、登録パートナーシップや合意婚などの慣習婚を考慮に入れることが必要になる。登録・法律上パートナーシップの法規定（異性カップル及び又は同性カップルに対して）がある、もしくは同性のカップルが法的に結婚できる一部の国ではサブカテゴリーが、(b)結婚、法的に登録されたパートナーシップ、すなわち(b)(i)異性結婚・パートナーシップ b)(ii)同性結婚・パートナーシップのカテゴリーのいずれかに含まれる場合がある。

国連欧州経済委員会勧告（UNECE 勧告 2020 年ラウンド）（抄）

※ 国連欧州経済委員会勧告（UNECE 勧告 2020 年ラウンド）では、同性婚について、法制度が整っている場合は把握する旨の記載がある。また、性別については、現時点で「第三の性」をセンサスで把握することについて、慎重な立場を取っている。（以下抜粋）

464 異性カップル及び/又は同性カップルに対する法的登録制度や法的パートナー制度がある国、もしくは同性カップルが法的に婚姻を認められている国においては、配偶関係の「有配偶」に追加的な区分を設けることができる。例えば、「異性配偶者」、「同性配偶者」

454 男女の別（性別）はセンサスにおいて必須である。性別は年齢と同じく、他の人口属性とクロス集計する際の最も有効な区分である。それゆえ、性別情報は、できる限り完全で、正確であるべきというのが基本である。もし性別情報が欠落していた場合には、他者・他世帯の記入状況を踏まえて補定を実施するべきである。

456 クロスジェンダーや自身の性別をはっきり決められない人が、各種調査において自分に相応しい回答選択肢を選択できるよう、新たな性別のカテゴリとして、追加的な性別の必要性を認識し始めている国もある。これらの国では、センサスにおいて、それに関連する必要情報を収集したいと考えている（もしくは、国の法律でそうするように要求されている）であろう。しかしながら、これらのデータをセンサスにおいて収集することについては、データ品質の観点から特に注意を払うべきである。よく知られているように、発生数が多い回答区分（例えば、“男”や“女”）においては、回答又は符号化において比例的に誤差が発生し、正しく把握された希少な区分（“第三の性別”のような）よりも、その誤差数の方が大きくなってしまふことがある。

特に関心の高い集団でさえ、質問のワーディングに対して非常にセンシティブである可能性がある。それゆえ、センサスにおいてそれらの事項を把握しようとするならば、事前に厳格なテストを実行すべきであると強く推奨する。また、これらの情報を公表するにあたっては、ディスクロージャー・リスク（公開リスク）を負っていることに注意すべきである。なぜなら、特に他のセンサス項目とクロス集計をした場合、表章数が非常に小さくなる恐れがあるためである。これらの理由又は、それ以外のセンシティブな理由によって、収集したこれらの情報を公表できない場合には、そもそも収集すべきではないという判断に論拠があると言える。

G7構成国における人口センサスの同性婚項目について

平成30年10月

	アメリカ	イギリス	カナダ	ドイツ	フランス	イタリア
参照調査年	2010年(10年周期) ○	2011年(10年周期) ○	2016年(5年周期) ○	2011年(10年周期) ○	2016年 (5年周期ローリング)	2011年(10年周期) x
同性婚に係る 法整備の有無	2015年6月 合法化	2004年 CPS制度開始 2014年 合法化	2005年7月 合法化	2002年 ライフ・パートナーシ ップ制度開始 2017年10月 合法化	1999年 PACS(民事連帯契 約)制度開始 2013年5月 合法化	2016年6月 シビル・ユニオン 制度開始
調査項目						
性別	男女の2択	男女の2択	男女の2択	男女の2択	男女の2択	男女の2択
世帯主との続き柄	同性婚パートナーの選択肢 なし ただし、未婚パートナーの選択肢あ り ※夫/妻、未婚のパートナー、その 者の性別のみ	同性婚パートナーの選択肢 あり	同性婚パートナーの選択肢 あり	同性婚パートナーの選択肢 あり ※ 続き柄はレジスター情報及び個 人調査票の他の調査項目(配偶関 係等)から生成する。家族類型別の 集計表に「登録パートナーシップ」 の表章あり	同性婚パートナーの選択肢な し ただし、未婚パートナーの選択肢あ り	同性婚パートナーの選択肢な し ただし、未婚パートナーの選択肢あ り
配偶関係	-(調査項目対象外)	同性パートナーシップあり	コモンロー・パートナーあり 配偶関係は、未婚、配偶者あり、離 別、死別、別居だが、それとは別に 「コモンロー・パートナーか否か」と いう質問あり	同性パートナーシップあり	同性パートナーシップ (PACS)及びコモンロー・パー トナーあり	同性パートナーシップなし

【イギリス:2011年】調査票(抜粋)

[世帯に関する質問]

H6 この世帯の方相互の続き柄はどのようになっていますか？世帯の方が親族関係にない場合は、「親族関係にない」の枠に印をつけてください。

2番目の方の氏名

名

氏

3番目の方の氏名

名

氏

2番目の方の右の番号との続き柄

夫又は妻 同性婚のパートナー パートナー 息子又は娘 継子 兄弟姉妹 義兄弟姉妹 母又は父 義継母又は義継父 孫 祖父母 他の親族 親族関係にない (里子を含む)

3番目の方の右の番号との続き柄

夫又は妻 同性婚のパートナー パートナー 息子又は娘 継子 兄弟姉妹 義兄弟姉妹 母又は父 義継母又は義継父 孫 祖父母 他の親族 親族関係にない (里子を含む)

[個人についての質問]

2 あなたの性別は？

男 女

4 2011年3月27日現在での、あなたの法的な配偶関係又は同性婚パートナーシップの関係は？

 未婚かつ同性婚パートナーシップを登録したことがない 有配偶 別居、しかし法的にはまだ有配偶 離別 死別 登録済みの同性婚パートナーシップ 別居、しかし法的にはまだ同性婚パートナーシップ 以前は同性婚パートナーシップだが現在は法的に解消 同性婚のパートナーシップからの死別

【カナダ：2016年】(抜粋)

2 性別

- 男性
女性

4 婚姻状況

- 法的に結婚したことはない(未婚)
 法的に結婚している(そして同居している)
 別居しているが、法的に離婚はしていない
 離婚している
 寡婦又は寡男

5 事実婚による配偶者と同居していますか？

- はい
 いいえ

6 個人1との続き柄

個人 2

- 個人 1 の異性の夫または妻
 個人 1 の異性の事実婚配偶者
 個人 1 と法的に結婚している同性の配偶者
 個人 1 の同性の事実婚配偶者
 個人 1 のみの息子または娘
 個人 1 の息子または娘の配偶者
 個人 1 の孫
 個人 1 の父親または母親
 個人 1 の配偶者の父親または母親
 個人 1 の兄弟姉妹
 フォスターチャイルド(里子)
 ルームメイト, 下宿人, 間借り人

その他—具体的に記述してください。

◎ 日本国憲法（抄）

（昭和二十一年憲法）

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

◎ 質問主意書及び当該質問主意書に対する答弁書

質問第九〇号

憲法第二十四条による同性カップルの婚姻成立を否定する安倍内閣の見解に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年五月一日

小西 洋之

参議院議長 伊達 忠一 殿

憲法第二十四条による同性カップルの婚姻成立を否定する安倍内閣の見解に関する質問主意書

一 安倍総理は平成二十七年二月十八日の参議院本会議において、「憲法第二十四条は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。」と答弁しているが、この答弁の趣旨は、同性カップルに婚姻の成立を認める法律は憲法違反になるという趣旨であるのか、政府の見解を明確に示されたい。

二 憲法第二十四条第一項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と定めているが、同条第二項においては「配偶者の選択、(中略)婚姻(中略)に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とされているのであるから、同条第一項の「婚姻」は個人の尊厳尊重に基づき同性カップルによる婚姻も含むと解するべきではないのか。同条第二項の規定にも関わらず、なぜ、同条第一項の「婚姻」をそのように解するべきではないと考えるのかの論理的理由も含め、政府の見解を明確に示されたい。

三 憲法第十三条は「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めているのであるから、憲法第十三条と憲法第二十四条の論理解釈によって、憲法第二十四条においては同性カップルによる婚姻の成立を認めることは想定されている、すなわち、同性カップルによる婚姻の成立のための法律を制定することは憲法第二十四条に違反しないと解するべきではないのか。もし、政府においてそのように解さない場合は、憲法第十三条が国民に保障する個人の尊厳尊重の観点からなぜそのような解釈に立つことが許されると考えるのか論理的な理由を示されたい。

四 憲法第十四条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めているのであるから、憲法第十四条と憲法第二十四条の論理解釈によって、憲法第二十四条においては同性カップルによる婚姻の成立を認めることは想定されている、すなわち、同性カップルによる婚姻の成立のための法律を制定することは憲法第二十四条に違反しないと解するべきではないのか。もし、政府においてそのように解さない場合は、憲法第十四条が国民に保障する平等権の観点からなぜそのような解釈に立つことが許されると考えるのか論理的な理由を示されたい。

右質問する。

参議院議員小西洋之君提出憲法第二十四条による同性カップルの婚姻成立を否定する安倍内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「憲法第十三条と憲法第二十四条の論理解釈」及び「憲法第十四条と憲法第二十四条の論理解釈」の意味するところが必ずしも明らかでないが、憲法第二十四条第一項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」すると規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていない。

平成三十年四月二十七日提出

質問第二五七号

日本国憲法下での同性婚に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

日本国憲法下での同性婚に関する質問主意書

日本国憲法第二十四条第一項では「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と謳われている。

平成二十七年二月十八日、参議院本会議で安倍総理は、「同性カップルの保護と憲法第二十四条との関係についてのお尋ねがありました。憲法第二十四条は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておられません。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております」と発言した。

平成二十七年四月一日、参議院予算委員会で安倍総理は「憲法との関係におきまして、言わば結婚については両性の同意ということになっていると、このように承知をしております。慎重に議論をしていくべき課題ではないかと思っております」と発言している。

民法上、婚姻が異性間にのみ成立すると規定する条文はないと承知している。民法第七百三十九条第一項は「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」と示し、同条第二項には「前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、しなければならない」と規定するのみで、婚姻の手続きを規定するに過ぎない。

平成二十六年六月五日、青森県青森市在住の女性二人が青森市役所に婚姻届を提出したものの、青森市は日本国憲法の規定を根拠に受理しなかった。同日、青森市長名で発行された「不受理証明書」には、「婚姻届」を「日本国憲法第二十四条第一項により受理しなかったことを証明する」ことが記載されている。

これらを踏まえ、日本国憲法下での同性婚について、以下質問する。

一 現在、同性婚は日本国憲法第二十四条第一項に反し、違憲であると考えているのか。政府の見解如何。

二 日本国憲法第二十四条第一項では「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と明示されている。当該条文を文理に厳密に解釈すれば、「婚姻は、両性」のみに限定されとも考えられるものの、学説では、旧帝国憲法においては、戸籍では夫を家族の長とし、婚姻においても親の許可が必要であったこと、本人たちの意思に関係なく、親同士の話し合いにより婚姻が実質的に決められることが多かったことを鑑み、同条について、日本国憲法の制定者たちは、婚姻をなすべく男女間の平等と本人同士の合意のみが何よりも重要であることを明示したに過ぎないとの見解がある。従って、当該条文で明示的に「両性の合意」と示されていることは、必ずしも婚姻をなす本人同

士が同性であることまでを禁止しているのではないとの見解がある。安倍総理のいう「現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません」との見解は、現代の我が国においては、妥当なものではないのではないか。政府の見解如何。

三 日本国憲法第十四条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」、同第十三条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と謳われている。このため、「すべて国民」は、その「性別」によらず、婚姻をなすことができる「自由及び幸福追求に対する国民の権利」を持つと解すべきで、同性婚は異性同士の婚姻と同様に扱われるべきではないか。政府の見解如何。

四 平成二十六年六月五日、青森市長名で発行された婚姻届の「不受理証明書」には、「婚姻届」を「日本国憲法第二十四条第一項により受理しなかったことを証明」と記載されているが、このような判断は現行法令上、妥当なものと考えていいのか。すなわち、地方自治体が同性婚の婚姻届を受理しないことは、日本国憲法第二十四条第一項に拠るものと考えていいのか。政府の見解如何。

五 戸籍法第七十四条では「婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない」とし「一 夫婦が称する氏」と示されているが、同条が「届け出」を求めるのは婚姻をなす者の「称する氏」であるという理解でよいか。政府の見解如何。

六 戸籍法第七十四条では「婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない」とし「一 夫婦が称する氏」と示され、同条は「称する氏」を「届け出なければならない」ことを求めているのであり、同性婚をなす者の場合、「称する氏」を届け出れば要件を満たし、民法第七百三十九条第一項でいう「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」ものであると考えてよいか。政府の見解如何。

七 安倍総理は「現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております」との見解を示しているが、現代の我が国の社会情勢を鑑みると、「同性カップルに婚姻の成立を認めること」は必ずしも否定されないと考えるが、政府の見解如何。

八 安倍総理は「現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません」との見解を示し、「極めて慎重な検討を要するもの」として、同性婚に必要な法制度の整備を行わないことは不作為ではないか。政府の見解如何。 右質問する。

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法下での同性婚に関する質問に対する答弁書

一から三まで、七及び八について

憲法第二十四条第一項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」すると規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻（以下「同性婚」という。）の成立を認めることは想定されていない。いずれにしても、同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えており、「同性婚に必要な法制度の整備を行わないことは不作為ではないか」との御指摘は当たらない。

四から六までについて

御指摘の「不受理証明書」の記載については、現行法令上、同性婚の成立を認めることができないことを踏まえたものであると理解している。すなわち、民法（明治二十九年法律第八十九号）や戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）において、「夫婦」とは、婚姻の当事者である男である夫及び女である妻を意味しており、同性婚は認められておらず、同性婚をしようとする者の婚姻の届出を受理することはできない。

◎ 調査票 (抄)

[関連する調査事項]

<p>1 世帯員の数</p> <p>・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いて ください</p>		<p>総数</p> <p>□□□□ 人</p>	<p>男</p> <p>□□□□ 人</p>	<p>女</p> <p>□□□□ 人</p>			
<p>3 氏名及び男女の別</p> <p>・ふだん住んでいる人をもれなく 書いてください</p>		<p>1</p>	<p>(氏名)</p> <p>男 女</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/></p>				
<p>4 世帯主との続き柄</p> <p>・世帯主の配偶者(妻又は夫)の祖 父母・兄弟姉妹はそれぞれ祖父 母・兄弟姉妹に含めます</p> <p>・孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配 偶者は兄弟姉妹に含めます</p>		<p>世帯主 又は 代表者</p>	<p>世帯主 の 配偶者</p>	<p>子 の 配偶者</p>	<p>世帯主 の父母</p>	<p>世帯主の 配偶者 の父母</p>	
		<p>孫</p>	<p>祖父母</p>	<p>兄弟 姉妹</p>	<p>他の 親族</p>	<p>住み込み の雇人</p>	<p>その他</p>
<p>6 配偶者の有無</p> <p>・届出の有無に関係なく記入してください</p>		<p>未婚 (幼児など を含む)</p>	<p>配偶者 あり</p>	<p>死別</p>	<p>離別</p>		
		<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>		

◎ 法律婚と事実婚及び同性パートナーシップの違い

項目	法律婚	事実婚	同性パートナーシップ(渋谷区)
入籍	○	—	—
健康保険の被扶養者	○	○ (健康保険法第3条第7項)	—
国民年金の第3号被保険者	○	○ (国民年金法第5条第7項・第7条第1項第3号)	—
遺族年金等の受取人	○	○ (国民年金法第5条第7項・第52条の3第1項 及び厚生年金保険法第3条第2項・第59条第1項)	—

◎ 「内縁」「事実婚」について

「婚姻」：男女が結婚すること及び結婚している状態をいう法律用語。

わが民法は法律婚主義をとるから、婚姻の成立には実質的要件と形式的要件とを必要とする。(法律学小辞典第5版(有斐閣))

「内縁」：婚姻の社会的実体はあるが、婚姻届の出されていない男女の関係。事実婚という表現も用いられる。

(出典：民法4 [補訂版] (内田貴：著・東京大学出版会))

：社会的事実としては、夫婦共同生活体の実質を備えながら、婚姻の届出を欠くために法律上の婚姻とは認められない男女の関係をいう。(法律学小辞典第5版(有斐閣))

◎ 「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」について規定している 主な法律

健康保険の被扶養者

◎ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄） （定義）

第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一～九（略）

2～6（略）

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

二～四（略）

8～10（略）

国民年金の第 3 号被保険者

◎ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抄） （用語の定義）

第五条 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。）に係るもの及び第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間並びに同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。

2～6（略）

7 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

8・9（略）

（被保険者の資格）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

一・二（略）

三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2・3（略）

遺族年金等の受取人

◎ 国民年金法（昭和34年法律第141号）（抄）

（用語の定義）

第五条 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。）に係るもの及び第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間並びに同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。

2～6（略）

7 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

8・9（略）

（遺族の範囲及び順位等）

第五十二条の三 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。ただし、前条第三項の規定に該当する場合において支給する死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2・3（略）

◎ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（抄）

（用語の定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四（略）

2 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

（遺族）

第五十九条 遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母（以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時（失踪そうの宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。）その者によつて生計を維持したものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一・二（略）

2～4（略）

■地方公共団体におけるパートナーシップ制度の一覧表(未定稿)

平成31年2月22日現在

地方公共団体名	制度名	施行期日	宣誓件数等 (*1)	発行される書類	備考
1 渋谷区(東京都)	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例 +同・施行規則	平成27年10月28日	31組	パートナーシップ証明書	
2 世田谷区(東京都)	パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	平成27年11月1日	81組	パートナーシップ宣誓書(写し)/パートナーシップ宣誓書受領証	
3 伊賀市(三重県)		平成28年4月1日	4組		
4 宝塚市(兵庫県)		平成28年6月1日	3組		
5 那覇市(沖縄県)		平成28年7月8日	28組	パートナーシップ登録証明書	
6 札幌市(北海道)		平成29年6月1日	61組	パートナーシップ宣誓書(写し)/パートナーシップ宣誓書受領証	異性同士も登録可能
7 福岡市(福岡県)		平成30年4月1日	37組		
8 大阪市(大阪府)		平成30年7月9日	79組		
9 中野区(東京都)		平成30年8月20日	18組		
10 大泉町(群馬県)		平成31年1月1日	0組		
11 千葉市(千葉県)		平成31年1月29日	7組	パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カード	異性同士も登録可能
熊本市(熊本県)			平成31年4月導入予定		
堺市(大阪府)					
茨城県					
総社市(岡山県)					
飛騨市(岐阜県)					
計			349組		

(*1)「特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ」調べ(2019年1月31日時点)